

平成31年第3回 松山市教育委員会臨時会

(高木事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

よろしくお願いします。

(高木事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから、平成31年第3回松山市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に豊田委員を指名いたします。

それでは、さっそく議事に入ります。

日程第1 議案第5号「松山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」を議題といたします。

高木事務局次長から説明を求めます。

(高木事務局次長)

生涯学習政策課でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、当日配布資料をお願いいたします。

この資料の1ページをお開きください。

議案第5号「松山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」ご説明いたします。

平成31年度の教育委員会の組織改正といたしましては、保健体育課の「部活動支援担当課長」を廃止いたしまして、保健体育課長にその業務を統合することとしており、教育委員会事務局の組織規則、職務権限規則及び公印規則についてそれぞれ所用の改正を行うものでございます。

なお、公印規則につきましては、先程ご説明いたしました組織の改正によるものに加えまして、怒和小学校の休校に伴い、同校で使用しておりました公印の保管場所を学習施設課に変更するための改正を行います。

なお、各規則については、改正前後の新旧対照表を3ページ以降に掲載しております。

3ページには松山市教育委員会事務局組織規則を、そして4ページから5ページには松山市教育委員会事務局職務権限規則、そして6ページから7ページには松山市教育委員会公印規則について、現行の規則を右側、改正案の規則を左側に記載し、変更箇所にアンダーラインを引いております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし。

(教育長)

それでは、採決をいたします。

議案第5号「松山市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第6号「公民館長・館長補佐の任命について」を議題といたします。

吉岡地域学習振興課長から説明を求めます。

(吉岡課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願いいたします。

事前にお送りした資料1ページをお願いいたします。

議案第6号「公民館長・館長補佐の任命について」ご説明申し上げます。

社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号により、市内41公民館の館長及び館長補佐は、教育委員会が任命します。

来る、平成31年3月31日をもって任期が満了するため、新たに、公民館長及び館長補佐を任命するものです。

今回、任命しようとする公民館長及び館長補佐ですが、館長は谷川義文さんほか40名で、うち新任が11名、館長補佐は山下武則さんほか41名で、うち新任が13名です。

任期については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、国が「会計年度任用職員制度」を創設し、平成32年4月1日から、館長・館長補佐は、この会計年度任用職員に移行するため、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間となっています。

お手元の資料2ページから3ページをお願いします。

今回、任命を予定している公民館長・館長補佐の名簿で、公民館ごとに、上段が館長、下段が館長補佐となっています。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この名簿の方を少し見ていただいて。

よろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(教育長)

それでは、採決をいたします。

議案第6号「公民館長・館長補佐の任命について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第7号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

吉岡地域学習振興課長から説明を求めます。

(吉岡課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願いします。

当日配布分の資料9ページをお願いします。

議案第7号「公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

各公民館の事業計画や管理運営等を審議する公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により教育委員会が委嘱します。

来る、平成31年3月31日で任期の2年が満了する委員の後任として、新たに447名の委員を委嘱するものです。

任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとなっています。

資料の10ページから21ページが公民館運営審議会委員の名簿となっています。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いします。

(教育長)

以上で説明は終わりましたが、何分にも総数が多いものですから、ちょっと見ていただいて。

(豊田委員)

名簿に名前がある人が新しくなる人ですか。

(吉岡課長)

はい、その通りでございます。

(豊田委員)

ぱっと今、目についたのですが、19ページの立岩なんですが、小学校の校長さんは代わったはずなのですが。

(教育長)

4月1日時点と言うと、豊田委員が言われたように、教職員の異動との整合性というのはどういうふうになっていますか。

(吉岡課長)

推薦はどうしても3月の公民館長の方から推薦があがってきますので、4月1日で異動となれば、この後また変更の手続きをする予定となって

おります。

(教育長)

3月の段階でこれを出しておいて、異動を伴うものは、次の委員会で承認をもらうという形になるわけですね。

(吉岡課長)

はい、その通りでございます。

(豊田委員)

わかりました。

(教育長)

その他、ございませんか。  
よろしいですか。

(一同)

はい。

(教育長)

それでは、他にご意見等もないようですので採決いたします。

議案第7号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第8号「松山市立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。

大本事務局次長から説明を求めます。

(大本事務局次長)

学校教育課です。

よろしくお願いいたします。

事前配布資料の6ページから9ページをお願いいたします。

議案第8号「松山市立学校管理規則の一部改正

について」ご説明いたします。

本案は、平成31年4月1日から施行される学校教育法の一部改正により、教育課程の全部または一部において、必要に応じて教科用図書に代えて、その内容を記録した電磁的記録である教材、いわゆる「デジタル教科書」が使用可能となったこと等に伴う規定の整備を行うために提出するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(一色委員)

普通の教科書は無償配布ですよ、これは各自にデジタルのものも配布するの、それとも学校が管理するだけ。

(大本事務局次長)

学校教育課です。

委員さんのご指摘の通り、従来の紙での教科書の配布は無償です。

これについては、必要な場合に使用をするということで、配布を原則とするものではございません。

配布に伴う費用は有料になってまいります。

(一色委員)

そうすると、学校で使えるというだけで、個人には渡らない。

(大本事務局次長)

今現在は、子どもたち個人個人がデジタル教科書を持っていることはしておりません。

特に学校の方が必要になったようなものについては、教師の指導用で備品等の費用で購入して使っている学校は一部にはございますが、そういったものの今後の動きとして位置付けられたというところを受けて、今回の規則の整備をさせていただいたものです。

(教育長)

よろしいですか。

(一同)

はい。

(教育長)

それでは、他にご意見等もないようですから採決いたします。

議案第8号「松山市立学校管理規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第9号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

大本事務局次長から説明を求めます。

(大本事務局次長)

学校教育課でございます。

事前の配布資料10ページから19ページをお願いいたします。

議案第9号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正」について、ご説明いたします。

本案は、新年度の特別支援学級の新設及び廃止に伴いまして、通学区域の適正化を図るため、提出するものでございます。

なお、本市の平成31年度特別支援学級新設については、要望どおりの新設が内定しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ありましたら、お願いします。

よろしいですか。

(一同)

はい。

(教育長)

では、採決いたします。

議案第9号「松山市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する者の通学区域に関する規則の一部改正について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第10号「松山市立小中学校事務の共同処理組織及び運営に関する規則の制定について」を議題といたします。

本件は、日程第7 議案第11号「松山市立小中学校事務の共同処理組織及び運営に関する要綱の制定について」と関連がありますので、一括して説明を求め、質疑応答の後、順に採決を行います。

重信学校教育課教職員担当室長から説明を求めます。

(重信教職員担当室長)

学校教育課教職員担当室です。

よろしくお願いいたします。

前もってお配りしております資料の20ページから29ページまでとなります。

それでは、議案第10号「松山市立小中学校事務の共同処理組織及び運営に関する規則の制定について」、並びに、第11号「同要綱の制定について」は関連がありますので、一括して説明をさせていただきます。

まず、2つの規程を整備することとなった理由についてご説明します。

本市の学校事務の共同処理は、平成22年度から「松山市立学校事務の共同実施に関する要綱」によりまして、複数の学校の事務を共同で、効果的

かつ効率的に進めています。

このたび、国の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、共同学校事務室の設置や事務内容などは、教育委員会の規則で定めることとされたことから、現在の要綱を廃止して、新たに、規則と要綱を制定し直し、本年4月1日から施行するものです。

そのため、現在の要綱にあります主要な条項を20ページからの新たな規則に定め、残る詳細なものを26ページからの新たな要綱に定めています。

少しページをお戻りいただきまして、22ページの下から別表1として、本市の体制表を掲載していますが、本市は、近隣の3校から7校で構成する「共同学校事務室」を16室設けております。

同じエリアにある2つ共同学校事務室をまとめる「共同処理地域」を8地域設けています。

今回の規程整備では、これらの体制をはじめ、内容面における変更箇所はありません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

(豊田委員)

本当に素朴な質問なんですけど、構成校を決めるときに大体のエリアごとに決めているんだと思います。

ふと見てみると、北部地域の風早共同学校事務室の中に内宮中学校が入っているんですね。

小学校関係で言うと、次の城北共同学校事務室に該当して、内宮中学校だけが旧北条地区に入っていると。

例えば、人数的な問題とかが関係しているのかなと思ったんですけども、そういうこともあるんですか。

(重信教職員担当室長)

この体制は、昨年度に編成をして、今年度から実施をしておりますけれども、今、豊田委員が言われましたように、学校の規模と地域・エリア等を考慮して編成しておりますので、風早という名前がついておりますが、堀江が入っておったり、

内宮中が入っておったりしています。

あくまで、バランスの上でのエリア設定でございます。

以上です。

(教育長)

その他、ご意見ございますか。

よろしいですか。

(一同)

はい。

(教育長)

それでは、まず、議案第10号「松山市立小中学校事務の共同処理組織及び運営に関する規則の制定について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

次に、併せて説明のありました議案第11号「松山市立小中学校事務の共同処理組織及び運営に関する要綱の制定について」を採決いたします。

議案第11号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第12号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を議題といたします。

大本事務局次長から説明を求めます。

(大本事務局次長)

学校教育課です。

よろしくお願いいたします。

事前の配布資料の30ページから32ページをお願いいたします。

議案第12号「松山市奨学生選考委員会委員の任命」についてご説明いたします。

本件は、松山市奨学生選考委員会委員の任期満了に伴う改選で、31ページのとおり、新委員の任命について、提案させていただくものです。

新委員は、各団体からの推薦により選出されたものです。

なお、1名につきましては、推薦依頼をしておりますが、今年度末退職されるため、愛媛県の教職員人事異動が発表された後、任命する予定です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりましたが、この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし。

(教育長)

それでは、採決いたします。

議案第12号「松山市奨学生選考委員会委員の任命について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第13号「松山市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

沖廣文化財課長から説明を求めます。

(沖廣課長)

文化財課でございます。

よろしくお願いいたします。

議案第13号「松山市文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

事前配布資料の33から35ページをお願いいたします。

松山市文化財保護審議会ですが、現在の委員が平成31年3月31日をもって、任期満了となりますので、松山市文化財保護条例第20条の規定により、新たに委員を委嘱するため本案を提出するものです。

この度の任期満了に伴い、石造美術専門の長井委員さん、歴史専門の内田委員さん、農業史専門の門田委員さん、生物学専門の二宮委員さん、地質学専門の榊原委員さんの5名の委員さんが退任されます。

資料の34ページをお願いいたします。

次期委員は、長井委員さんの代わりに工芸品部門として愛媛県教育委員会文化財保護課専門学芸員の石岡ひとみさん、門田委員さんの代わりに日本史中世部門として伊予史談会会長の山内譲さん、内田委員さんの代わりに日本史近世部門として愛媛大学法文学部教授の胡光さん、二宮委員さんの代わりに古生物学部門として愛媛大学大学院理工学研究科教授の鏑本武久さん、榊原委員さんの代わりに生物環境部門として愛媛大学大学院農学研究科准教授の嶋村鉄也さんが新任となります。

なお、高木委員さんほか6名の方は再任したいと考えています。

任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間です。

以上でご説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございましたらお願いいたします。

(一同)

なし。

(教育長)

それでは、ご意見等ありませんので、採決いたします。

議案第13号「松山市文化財保護審議会委員の委

嘱について」 ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第14号「松山市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

石橋保健体育課長から説明を求めます。

(石橋課長)

保健体育課です。

よろしくお願いします。

議案第14号「松山市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

資料の36ページから37ページをお願いいたします。

2月の定例会にてご説明しましたとおり、平成29年3月に策定した「松山市学校給食共同調理場整備基本計画」に基づき、平成30年度末で和気調理場を廃止し、配送校を近隣の調理場に振り分けます。

今回は、そのために必要となる規定を整備するものです。

なお、現在、和気調理場が調理・配送している4校は、和気小学校を城北調理場へ、内宮中学校、北中学校を久枝調理場へ、堀江小学校を北条調理場へ変更します。

そして、城北調理場が担当していた番町小学校は、新玉調理場へ変更いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございましたらお願いいたします。

(一同)

なし。

(教育長)

よろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(教育長)

それでは、議案第14号「松山市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第11 議案第15号「平成31年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。

石橋保健体育課長から説明を求めます。

(石橋課長)

よろしくお願いします。

議案第15号「平成31年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」ご説明いたします。

資料の38ページをお願いいたします。

松山市立の幼稚園、小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、年度毎に委嘱していますので、3月末日をもって現在の任期が満了となります。

そこで、学校保健安全法第23条の規定に基づき、新たに委嘱するものです。

委嘱の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間となっています。

「氏名」は、39ページから42ページまでの名簿のとおりですが、人数は「学校医」のうち「内科」に配置人数208人、実人数181人、「眼科」に配置人数87人、実人数31人、「耳鼻科」に配置人数87人、実人数30人、「学校歯科医」に配置人数123人、実人数115人、そして「学校薬剤師」に配置人数87人、実人数39人となっており、合計で、配置人数は592人、実人数は396人となっています。

す。

以上で説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

これも多くございますので、ちょっと見ていただいて。

これは、それぞれ推薦であがってくるのかな。

(石橋課長)

松山市医師会、そして、松山市歯科医師会、薬剤師会、それぞれから推薦をいただいています。

(教育長)

よろしいですか。

(一同)

はい。

(教育長)

それでは、議案第15号「平成31年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第12 議案第16号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」を議題といたします。

渡部教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(渡部所長)

教育支援センター事務所でございます。

よろしくお願いいたします。

事前配布の議案書44ページをお願いいたします。

議案第16号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」でございます。

一般の方や教職員、商店関係者、市職員で構成され、各地域での巡回活動における声掛けなどによって、非行防止活動を推進する松山市青少年育成支援委員の任期が今月末で満了となります。

今回、一般の方の支援委員につきまして、小中学校校長及び公民館長から推薦がありましたので、松山市教育支援センター条例第3条第4号及び同施行規則第4条の規定により、45ページから47ページのとおり、計241名の松山市青少年育成支援委員を委嘱するものです。

なお、教職員等その他の支援委員の委嘱につきましては、4月以降に提出させていただきますので、よろしくお願いします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(白石委員)

ここの名簿にあがってこられる方々はどのような経緯であがってこられたのでしょうか。

(渡部所長)

中学校区単位で依頼をお送りさせていただきまして、中学校の校区内にある小学校長、中学校長、公民館長のそれぞれの推薦をいただいたものを支援センターにいただいて委嘱させていただくという運びになっております。

以上でございます。

(教育長)

よろしいですか。

(白石委員)

はい。

(教育長)

それでは、議案第16号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第13 議案第17号「松山市立中央図書館事務規則の一部改正について」を議題といたします。

杉野中央図書館事務所長から説明を求めます。

(杉野所長)

中央図書館事務所です。

よろしくお願いいたします。

事前に配布させていただきました資料の49ページないし50ページをお願いいたします。

議案第17号「松山市立中央図書館事務規則の一部改正について」ご説明いたします。

これは平成30年10月に刊行されました、ふるさと松山学新刊について、松山の魅力を広く知っていただくという思いから、中央図書館事務所でも販売できるよう、所要の改正を行うものでございます。

50ページをご覧ください。

現行と改正後の対照表を掲載させていただいております。

現行の規則を右側、改正案の規則を左側に記載し、変更箇所アンダーラインをさせていただいております。

変更点は、左側の改正案の第3条に第11号として、ふるさと松山学等出版物の販売に関すること等の事務分掌を追加し、中央図書館事務所で書籍販売ができるよう、所要の改正を図るものでございます。

今回の改正により、図書館活動の一つとして、全国に松山の魅力を情報発信できるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(一同)

はい。

(教育長)

それでは、議案第17号「松山市立中央図書館事務規則の一部改正について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第14 議案第18号「松山市立図書館協議会委員の退任について」を議題といたします。

杉野中央図書館事務所長から説明を求めます。

(杉野所長)

中央図書館事務所でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事前配布させていただいております資料51ページないし52ページをお願いいたします。

議案第18号「松山市立図書館協議会委員の退任について」ご説明いたします。

松山市立図書館協議会は、図書館法第14条の規定、松山市立図書館条例第5条に館長の諮問機関として松山市図書館に設置し、同協議会委員につきましては教育委員会において任命をいただいております。

今回、同協議会委員の松山市立中学校長会図書館担当 松山市立旭中学校の山本裕司先生から、退職に伴い、平成31年3月31日をもって委員退任の申し出がございましたので、当結果についてお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(教育長)

それでは、議案第18号「松山市立図書館協議会委員の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第15 報告第2号「学校医の委嘱について」を議題といたします。

石橋保健体育課長から説明を求めます。

(石橋課長)

保健体育課でございます。

よろしくお願いいたします。

平成30年度「学校医の委嘱について」ご報告いたします。

資料の53ページをお願いします。

昨年の8月24日付けで、元学校医の河原泰彦氏が退任されたことに伴いまして、新たに松山市医師会から推薦がありましたので、松山市立生石小学校に多田藤政氏を新たに委嘱いたしました。

期間は、平成31年2月21日から平成31年3月31日までとなっています。

これらは教育長の専決処分により実施しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、ご報告するものです。

以上でございます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

よろしいですか。

(一同)

はい。

(教育長)

それでは、報告第2号「学校医の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第16 説明事項「教育委員会事務局の人事異動について」を議題といたします。

高木事務局次長から説明を求めます。

(高木事務局次長)

本日、4月1日付けの人事異動の内示がございましたので、教育委員会事務局の課長級以上の人事異動についてご説明いたします。

当日配布資料の35ページをお開きください。

まず、退職及び解派遣者についてですが、3行目の芳野裕成中央図書館事務所専任課長が今年度をもって定年退職となります。

また、1行目の大本光浩教育委員会事務局次長兼学校教育課長が解派遣となり、東雲小学校の校長として、2行目の越智文明学校教育課管理指導監が解派遣となり、湯山小学校の校長として転任されます。

次に、当日配布資料の24ページをお願いいたします。

教育委員会事務局の異動についてでございますけれども、まず、家串正治教育委員会事務局長が産業経済部長へ転任となり、その後任として、白石浩人理財部公共施設マネジメント統括官が昇任し、教育委員会事務局長を務めます。

続いて、沖廣善久文化財課長が昇任し会計管理者(副部長待遇)へ転任、鷲谷浩三学習施設課長が昇任し都市整備部副部長兼建築指導課長へ転任します。

また、教育委員会事務局次長の私、高木伸治が産業経済部副部長(農林水産担当)へ転任し、その後任として、重松一禎電子行政課情報セキュリティ対策担当課長が昇任し事務局次長兼生涯学習政策課長を務めます。

続きまして、課長級の異動についてですが、吉岡信一地域学習振興課長が人権啓発課長へ、加地寿徳文化財課子規記念博物館所長が久米支所長(課長待遇)に転任いたします。

2行下に続きます。相原宏淳保健体育課主幹が昇任し都市・交通計画課長へ、友近直樹松山観光コンベンション協会事務局長（課長待遇）が地域学習振興課長へ、岡井博之学校教育課主幹が昇任し管理指導監として、村上裕子坂本幼稚園教頭（課長待遇）が石井幼稚園教頭（課長待遇）へ、そして、岸洋一保健体育課部活動支援担当課長が学習施設課長へ、井手一成建築指導課主幹が昇任し学習施設課専任課長へ、渡部浩典介護保険課長が文化財課長へ、岡田真市民参画まちづくり課長が文化財課子規記念博物館所長へ、黒田憲学校教育課主幹が昇任し松山観光コンベンション協会事務局長（課長待遇）へ、それぞれ転任となります。

次に、当日配布資料の32ページをお開きください。

派遣者についてでございますけれども、北条北中学校の横江茂樹校長が派遣となり、学校教育課長を務めます。

次に、当日配布資料の24ページにお戻りください。

教育委員会の事務を執行委任しております保健福祉部の関係職員の異動についてですが、9行目にございますように、山口美晴子ども総合相談センター事務所主幹が昇任し専任課長へ、岡本千津味生保育園主幹が昇任し八雲保育園長（課長待遇）へ転任します。

以上、課長級以上の異動を説明いたしました。が、教育委員会事務局全体の異動についてはお手元の名簿でご確認いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

（教育長）

以上で説明は終わりました。

以上をもちまして、本日予定の日程は終了いたしました。

これにて平成31年第3回臨時会を閉会いたします。

どうも長時間ご苦勞でございました。

（高木事務局次長）

ご起立を願います。

一同礼。

（一同）

ありがとうございました。